

大阪港湾局（大阪港）

週休 2 日工事実施要領

（臨時）

令和 6 年 10 月

大阪港湾局

(趣旨)

第1条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、工事現場における週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

なお、本要領は令和6年10月1日より積算を開始する大阪港湾局（大阪港）発注案件における土木工事等・港湾工事に適用する。

(対象工事)

第2条 週休2日工事の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない全ての工事とし、入札公告及び別紙「特記仕様書（週休2日工事）」においてその旨を明示するものとする。

- (1) 工期が2か月未満の工事
- (2) 単価契約工事や維持工事
(通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事)
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事
(災害復旧等の緊急工事、供用開始時期が決められている工事等)
- (4) 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事
(学校の夏休み期間中での工事等)
- (5) 前各号に掲げるもののほか適切でないと認められる工事

(発注方式)

第3条 対象工事の発注方式は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式とし、別紙「特記仕様書（週休2日工事）」においてその旨を明示するものとする。

(対象期間)

第4条 対象工事において発注者が週休2日に取り組む期間（以下「対象期間」という。）は、現場着手日（現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から工事完成日までとする。

ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は対象期間に含まないものとする。

(用語の定義)

第5条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

(2) 「通期の週休2日」

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

大阪港湾局（大阪港）で発注する案件は、原則として通期の週休2日を採用する。

(3) 「4週8休」

対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、天候等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(週休 2 日工事の取組内容)

第 6 条 対象工事の受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において週休 2 日を確保するよう努めなければならない。

- 2 実施事業者は、契約した工期の中で週休 2 日工事を実施するものとし、週休 2 日の確保を事由にした工期の変更は認めない。
- 3 実施事業者は、週休 2 日の確保について施工計画書に記載する。
- 4 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式 1）により、当月の現場閉所計画については前月 20 日までに、当月の現場閉所実績については翌月の 5 日までに監督職員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。なお、監督職員から別途指示がある場合は、速やかに提出するものとする。
- 5 天候や緊急対応等により、休日を変更する場合は速やかに監督職員に連絡する。なお、休日に作業を行う場合は、代休を取得することとする。
- 6 実施事業者は、以下の記載例を参考に、工事現場の見やすい場所に週休 2 日工事である旨を明示するものとする。

記載例

週休2日工事
<p>この工事は、建設業の労務環境を改善するため、 週休2日（4週8休以上）の確保に取り組む工事です。</p> <p style="text-align: right;">発注者：大阪港湾局 受注者：〇〇〇〇</p>

- 7 週休 2 日実施の履行確認は、実施事業者より提出された「現場閉所（計画・実績）書」（様式 1）により監督職員が行う。

(週休 2 日工事に要する費用の計上)

第 7 条 週休 2 日工事に要する費用については、次のとおり計上するものとする。

- (1) 土木工事標準積算基準書、下水道用設計標準歩掛表及び水道施設整備費に係る歩掛表による工事（以下「土木工事等」という。）においては、別表 1 労務費等の補正係数（以下「補正係数」という。）、港湾土木請負工事積算基準、船舶及び機械製造修理請負工事積算基準による工事（以下「港湾工事」という。）においては、別表 2 補正係数及び公共建築工事積算基準による工事（以下「建築工事」という。）においては、別表 3 補正係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。

ただし、労務費分が明らかになっていない市場単価等の取り扱いについては、別途定めるものとする。

- (2) 現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たないものは当該補正を減額変更する。

(工事成績評定への反映)

第 8 条 工事成績評定は、次のとおり行う。

- (1) 第 6 条第 7 項の確認において、対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%（8 日/28 日）以上である場合は、工事成績の加点対象として評価する。
- (2) 4 週 8 休の有無にかかわらず工事成績の減点を行わない。

附則

- 1 この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、大阪港湾局（大阪港）が発注した一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあつては、この要領の施行日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあつては施行日以後に、入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあつては施行日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、施行日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

別表 1 労務費等の補正係数（土木工事等）

労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.02
現場仮設費率	1.03

※工場製作にかかる労務費や、労務費以外の人件費は、補正の対象としない。

※下水道施設機械・電気設備工事については、補正の対象としない。

※水道施設機械・電気設備工事については、補正の対象としない。

※大阪港湾局（大阪港）発注の土木工事等案件では、通期の週休 2 日を採用する。

別表 2 労務費等の補正係数（港湾工事）

労務費	1.04
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.02
現場仮設費率	1.03

※工場製作にかかる労務費や、労務費以外の人件費は、補正の対象としない。

※船舶及び機械製造修理請負工事は、補正の対象としない。

別表 3 労務費等の補正係数（建築工事）

労務費	1.05
-----	------